

令和5年第6回農業委員会総会議事録

1 開 会 日 時 令和5年6月26日（月）午前9時00分

2 閉 会 日 時 令和5年6月26日（月）午前9時42分

3 場 所 小国町役場 4階 大会議室

4 出席した委員	1 番	山 口	満	5 番	大 谷	健 人
	2 番	舟 山	孝 夫	6 番	安 部	茂
	3 番	舟 山	秋 子	7 番	横 山	信 一
	4 番	小 嶋	剛			

5 出席した職員

事務局長	渡 邊 久 光
事務局次長	横 山 真 也
農地調整係長	羽 田 伸 美
書 記	安 部 佳 奈

6 付 議 案 件

報第 6 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

議第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について

議第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について

議第 11 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

そ の 他 令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施
状況の公表について

そ の 他 農地法第 3 条第 1 項の許可を要しない権利取得の届出の受理について

議 長 本日の出席委員は7名です。全員出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。ただいまから令和5年第6回小国町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 日程は、配布のとおりでございます。
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、異議ございませんか。

(異議無しの声)

議 長 異議無いようでございますので、会期は本日1日限りといたします。
それでは日程に従い進めさせていただきます。

議 長 本日の議事録署名委員は、3番委員、4番委員の両名をお願いいたします。

議 長 それでは、報第6号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を上程します。報第6号について事務局に報告を求めます。

事 務 局 (説明)

議 長 次に、議第9号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程します。議第9号 番号1について、事務局に説明を求めます。

事 務 局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

3番委員 それでは、議第9号 番号1について報告いたします。6月20日の午後4時半に借り人の■■■■さんに立ち会っていただいて、現地及び申請内容についての説明を受けてきました。貸し人の■■■■さんについては、息子さんの■■■■さんが代理で電話対応していただき、仕事と家庭の事情等ありまして現地立ち会えないので電話での確認となりました。小作料がだいぶ低いようですけども、田んぼの評点が悪いということで、機械等が入れない、入るとぬかるような場所が多々あるということで、「小作料に関しては■■■■さんのほうも納得してもらっていることです。」と■■■■さんのほうからお話がありました。農地法第3条の申請に係るチェック表に基づいて調査した結果、問題ないものと判断いたしましたので報告いたします。

議 長 ご質問がありましたらご発言をお願いします。

議 長 無いようでございますので、質疑を終結いたします。採決いたします。議第9号 番号1について、申請どおり許可することに異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第9号 番号1について、申請どおり許可することといたします。

議 長 次に、議第9号 番号2について、事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

3番委員 それでは、第9号 番号2について、報告いたします。6月20日、番号1に続いて■■■■さんのほうに、現地等内容についての確認を行ってきました。それで■■■■さんのほうは仕事しているということで、電話での確認で行いました。去年は■■■■さんが作っていた田んぼなので、内容等については問題ないということで■■■■さんのほうから話がありました。農地法第3条申請に係るチェック表により確認した結果、問題ないものと判断いたしましたので報告いたします。

議 長 ご質問がありましたらご発言をお願いします。

議 長 無いようでございますので、質疑を終結いたします。採決いたします。議第9号 番号2について、申請どおり許可することに異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第9号 番号2について、申請どおり許可することといたします。

議 長 次に、議第10号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程します。議第10号について、事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

3番委員 それでは、議第10号について、報告いたします。6月21日午後3時より譲受人の■■■■さんは、秋田のほうへ仕事に行ってるということで、息子さんの■■■■さんに現地のほうを案内していただきまして、現地の確認をしてきました。現地については、牧草地としてきれいに管理されているところでした。■■■■さんのほうは遠方ということで、電話で確認をいたしました。

小国に今後戻ることがないということで、自分の財産を放棄したいというような話でした。それで、申請地については、前々から■■■さんに作ってもらっているところでもあるということで、■■■さんと直接会って、この土地を買ってほしいということで、お話がまとまったということでした。農地法第3条申請に係るチェック表により、この申請については、問題ないものと判断しましたのでご報告いたします。

議 長 ご質問がありましたらご発言をお願いします。

議 長 無いようでございますので、質疑を終結いたします。採決いたします。議第10号について、申請どおり許可することに異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第10号について、申請どおり許可することといたします。

議 長 次に、議第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程します。議第11号について、事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

4 番委員 この件につきまして、調査してまいりました。6 月 22 日の 5 時半から現場にて聞き取り調査ということで、はじめに、譲り渡し人の■■■■さんのほうに確認とったところ、なかなか電話出てもらえなかったのですが、最終的に出たのですが、所用で行けないということで、一応この部分についてのお話は電話で確認させていただいて、問題ないということで、本人は、親戚関係にあるということでありました。

議 長 ご質問がありましたらご発言をお願いします。

議 長 無いようでございますので、質疑を終結いたします。採決いたします。議第 9 号について、原案のとおり承認する旨の意見を付して回答することに異議のない方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第 21 号について、原案のとおり決定することといたします。

議 長 次に、その他「農地法第 3 条第 1 項の許可を要しない権利取得の届出の受理について」を上程します。事務局に報告を求めます。

事 務 局 (報告)

議 長 本日の議案は以上でございます。以上をもちまして第 10 回小国町農業委員会総会の日程を終了いたします。大変ご苦労様でした。

(午前 9 時 42 分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

令和5年6月26日

議 長

署名委員

署名委員